

## 令和5・6年度競争参加資格審査受付に関するQ&A

### (共通事項)

Q1	令和5・6年度の競争参加資格の有効期間は、いつからいつまでですか。
A	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで有効となります。
Q2	定期受付の申請は、いつからいつまでできますか。
A	<p>◇インターネット一元受付方式（工事・調査等 共通）</p> <p>パスワード発行申請受付                      令和4年11月1日(火)～令和4年12月28日(水)</p> <p>申請用データの受付                              令和4年11月1日(火)～令和4年12月28日(水)</p> <p>◇文書郵送方式（工事・調査等 共通） ※インターネット方式で対応していない申請のみ</p> <p>申請書類の受付                                      令和4年12月1日（木）～令和5年1月13日（金）</p>
Q3	「物品・役務」及び「業務委託」の競争参加資格審査は実施しないのですか。
A	<p>実施しません。</p> <p>WEB サイト等に掲載している発注公告に記載のある要件に合致すれば、入札の参加が可能となります。</p> <p>なお、NEXCO中日本では、250万円未満を見込む物品購入やサービス提供の契約を結ぶ際に実施する見積競争に参加いただける事業者の皆さまを募集しております。</p> <p><a href="https://contract.c-nexco.co.jp/small_contract/">https://contract.c-nexco.co.jp/small_contract/</a></p>
Q4	令和3・4年度の申請様式で令和5・6年度も申請ができますか。
A	<p>令和3・4年度と令和5・6年度では、様式や記載内容が異なることから、申請できません。</p> <p>また、他の発注機関の申請様式にて申請いただいた場合も受付できません。</p>
Q5	認定通知用の「専用封筒」及び「切手」については、必要ないのですか。
A	<p><b>認定通知書は発行しておりません</b>ので、「専用封筒」及び「切手」の提出の必要はありません。</p> <p>認定については、下記Q10を参照ください。</p>
Q6	持参での申請はできますか。
A	<p>持参での申請書提出については、ご遠慮いただいております。</p> <p>定期受付については、原則「インターネット一元受付方式」とし、「文書郵送方式」はインターネット一元受付方式では対応していない申請に限ります。</p> <p>随時受付については、電子メールでのみ受付となります。提出先アドレスは次の通りです。</p> <p>提出先アドレス： hacchushinsaka@c-nexco.co.jp</p>
Q7	書類を受け取った際の「受領印」がいただきたいのですが。
A	受領確認はいたしておりません。

	<p>郵送で書類を提出いただいても、返送は行いませんので、配達証明付郵便等の方法により受領のご確認をお願いいたします。</p> <p>(万が一返信用封筒を同封いただいても、返却いたしかねますのでご了承ください。)</p>
--	--

Q8	インターネット申請の入力方法を知りたいのですが。
A	<p>インターネットの入力及びシステムに関する質問につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。</p> <p><b>【工事申請のヘルプデスク】</b> 電話番号：082-553-9149</p> <p><b>【調査等申請のヘルプデスク】</b> 電話番号：022-397-9558 FAX番号：022-397-9568</p> <p>令和4年11月1日(火)～令和5年1月13日(金) 9:00～17:00</p> <p>ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の受付は行なっておりません。</p>

Q9	定期受付の申請期間（Q2参照）に間に合わないのですが、その場合の認定日はいつになりますか。
A	<p>令和5年1月16日（月）から令和5年4月14日（金）までに申請いただいた分については、令和5年5月1日（月）の認定を予定しております。これ以降の申請分については、受領日からおよそ45日以内に認定を行っております。（随時受付の認定日については、Q17参照）</p>

Q10	競争参加資格の認定がされたときは、通知書が届くのでしょうか。
A	<p><b>認定通知書の発行はいたしておりません。</b></p> <p>弊社WEBサイト内にある「競争参加資格登録者名簿」（Q13参照）にて、競争参加資格の認定結果及び認定状況を確認ください。</p> <p>なお、定期受付分につきましては、令和5年4月3日（月）（予定）に弊社WEBサイトで公表いたします。令和5年5月1日（月）認定以降は、原則毎月第1営業日に名簿を更新いたします。</p>

Q11	令和5・6年度の競争参加資格審査の受付はいつまでですか。
A	<p>令和6年11月22日（金）まで書類の受付をしています。</p> <p>※発注案件に参加希望の場合は受付を行いますので、当社契約審査部 発注審査課にメールにてお問い合わせください。</p> <p>メールアドレス：hacchushinsaka@c-nexco.co.jp</p>

Q12	令和5・6年度の競争参加資格審査の書類を提出（インターネット一元申請）していますが、申請内容に変更がありました。どうすればいいですか。
A	<p>（変更届提出事項の範囲の変更）変更届をPDF等の文書の改変が出来ない形式に変換の上、電子メールにて提出してください。</p> <p>（変更届提出事項の範囲外の変更）契約審査部 発注審査課にお問い合わせください。</p> <p>メールアドレス：hacchushinsaka@c-nexco.co.jp</p>

Q13	令和5・6年度の公表名簿は、いつどこで閲覧できますか。
A	令和5年4月3日（月）（予定）より弊社 WEB サイトで公表しております。 「企業情報ホーム」⇒「調達・お取引」⇒「競争参加資格」⇒「資格登録」を開くと、「競争参加資格登録者名簿」が掲載されていますので、御社のデータをご確認ください。

Q14	業者コード番号を知りたいのですが。
A	弊社 WEB サイトの「企業情報ホーム」⇒「調達・お取引」⇒「競争参加資格」⇒「資格登録」を開くと、「競争参加資格登録者名簿」に10桁の番号が掲載されていますので、御社のデータをご確認ください。 ご不明な場合は、契約審査部 発注審査課にお問い合わせください。 メールアドレス：hacchushinsaka@c-nexco.co.jp

Q15	定期受付の申請をインターネットで行いましたが、変更届もインターネットにて受け付けていますか。
A	変更届につきましては、WEB サイト掲載の当社様式に必要事項をご記入の上、電子データ（PDF 等の文書の改変が出来ない様式）に変換の上、当社アドレスにメールでのご提出をお願いしております。 ※発注機関ごとに定めている提出方法、所定の方法（様式）がございますので、ご注意ください。 メールアドレス：hacchushinsaka@c-nexco.co.jp

Q16	競争参加資格の認定を受けた後、工事種別又は業種区分の追加をすることはできますか。
A	追加することはできます。 工事種別を追加する場合は、「競争参加資格審査申請書作成の手引き（工事）」の41ページを、業種区分を追加する場合は、「競争参加資格審査申請書作成の手引き（調査等）」の32ページをご確認ください。

Q17	随時受付の場合、申請後、どれくらいの期間で認定になりますか。
A	申請書類の受理後およそ45日以内に認定を行います。 認定日は原則各月の第一営業日としております。 各月の15日までに申請書類に不備なく受け付けた場合は、原則として、翌月の第一営業日に認定いたします。 認定結果につきましてはQ10・Q13を参照してください。

Q18	競争参加資格の認定を受けた工事種別（業種区分）の全部又は一部を取り下げたいのですが。
A	取り下げる場合は、変更届に取り下げを希望する工事種別（業種区分）とその旨を記載し、ご提出ください。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

Q19	申請した競争参加資格審査の書類について、修正したい場合はどうしたらいいですか？
A	一度申請した競争参加資格審査の書類については、一切修正することができません。 申請の際は、書類の内容を十分に確認した上でご提出ください。 ただし、インターネット一元受付方式のみ、一定期間内（令和5年1月13日（金）まで）において例外的に認めています。

（申請書の記載方法）

Q20	「執行役員」や「執行役」を申請者として競争参加資格審査申請書を提出することはできますか。
A	申請者は、本社（店）の代表者である必要があるため、「執行役員」や「執行役」を申請者とすることはできません。 ただし、委員会等設置会社において、会社を代表する権限を有する「代表執行役員」は申請者となることが可能です。

Q21	登記事項証明書上の本社（店）と経営事項審査を受けた建設業の許可を受けている本社（店）が異なる場合、様式1（申請書）・様式4（営業所一覧表）に記載する本社（店）はどちらになりますか。
A	様式1（申請書）・様式4（営業所一覧表）の記載にあたっては、経営事項審査を受けた建設業の許可を受けている本社（店）を記載してください。

Q22	営業所一覧表に記載できる営業所はどのようなものですか。
A	工事においては、経営事項審査を受けた建設業の許可を有しているすべての本店・支店・営業所等を記載してください。 調査等においては、常時契約を締結する本店・支店・営業所等を記載してください。

Q23	年間平均完成工事高または年間平均実績高が「0」の場合でも、申請することはできますか。
A	「0」の場合でも、申請は可能です。 ただし、工事の場合は、希望する工事種別に対応した建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けている必要があります。また、調査等の場合は、希望する業種区分において、事業に必要な登録を受けている必要があります。

Q24	土地評価業務の競争参加資格を希望する場合、地質調査技士資格を持っている技術者が在籍している必要はありますか。
A	必要ありません。 なお、土地評価業務において、不動産鑑定を行う場合には、事業に必要な登録証明書として、不動産鑑定業者であることを証する書面の提出が必要となります。

(変更事項の届出)

Q25	変更届は、どのような書類を添付して提出したらいいですか。
A	本社（店）住所や代表者変更については、登記事項証明書（履歴事項証明書）または抄本（スキャンデータ）をご提出ください。変更事項ごとの必要書類は、工事の場合は「競争参加資格審査申請書作成の手引き（工事）」の38ページを、調査等の場合は「競争参加資格審査申請書作成の手引き（調査等）」の29ページをご確認ください。
Q26	建設業の許可を更新した場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要ありません。 建設業の許可内容に変更がない場合においては、変更届の提出は不要です。
Q27	建設業の許可内容に変更があった場合（一般から特定、知事許可から大臣許可等）、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要です。 変更が生じた場合には、建設業許可関係の変更届出書の写し等を、変更届とあわせてご提出ください。
Q28	建設業の許可業種の一部を追加または廃業した場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要です。 許可業種の一部を追加または廃業した場合には、建設業許可関係の変更届出書の写し等を、変更届とあわせてご提出ください。なお、許可業種の一部廃業によって、資格認定されている工事種別の認定要件を満たさなくなった場合には、資格の取り下げをあわせて申請してください。
Q29	建設コンサルタントおよび補償コンサルタント登録業者ならびに計量証明事業者の登録内容に変更が生じた場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要です。 登録内容に変更が生じた場合には、変更の事実を証する登録等の証明書の写しを添付の上、変更届をご提出ください。
Q30	本社（店）の社屋建替えに伴い、一時的に本社（店）を移転することになった場合、住所の変更届は提出する必要がありますか。
A	必要です。 移転期間が短期である等、個別の確認が必要な場合には、契約審査部 発注審査課にお問い合わせください。 メールアドレス：hacchushinsaka@c-nexco.co.jp
Q31	印鑑登録している代表者印を変更した場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要ありません。 なお、契約中の案件がある場合には、契約案件ごとに変更届とは別に所要の手続きを行う必要がありますので、各契約担当部署への連絡が必要となります。

Q32	代表者の氏名や本社（店）の住所について変更届を提出したが、電子入札システム上の企業情報が変更されていないのはなぜですか。
A	変更届による登録内容の変更は、各月の15日（休日の場合は翌営業日）までに申請書類を不備なく受け付けた場合、翌月の第1営業日に反映しております。また、反映後においても、電子入札システムとの連携には3営業日程度の時間を要する場合がございます。

（その他）

Q33	NEXCO中日本の管轄エリア外の営業所から入札に参加することはできますか。
A	個別の入札における参加資格は、案件ごとに異なるため、対象案件を担当する契約担当部署にお問合せください。

◇その他競争参加資格審査の問い合わせ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課

メールアドレス：hacchushinsaka@c-nexco.co.jp

メールの確認や返信は、平日の9:00～17:00の間におこなっております。

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は業務をおこなっておりませんので、ご了承ください。